**｢弾性ストッキング・圧迫療法コンダクター講習会・静脈圧迫処置追加講習会｣および既存資格保有者に関する取り決め**

**1. 趣　旨**

2020年4月から**慢性静脈不全に対する静脈圧迫処置**(XJ001－10)が診療報酬として算定できるようになった。その**施設基準**を得るためには、医師および看護師が所定の研修を修了しなければならない。所定の研修として、**｢弾性ストッキング・圧迫療法コンダクター講習会｣**あるいは**｢弾性ストッキング・圧迫療法コンダクター講習会・静脈圧迫処置追加講習会｣**を受講することが必要とされている。新規に圧迫療法を学ばれる方は｢弾性ストッキング・圧迫療法コンダクター講習会｣を受講修了しなければならない。

しかし、すでに｢旧　弾性ストッキング・コンダクター認定証｣を取得されている方、｢旧　弾性ストッキング・コンダクター講習会｣を受講したが、まだ｢旧　弾性ストッキングコンダクター認定証｣を持っていない方がいるため、｢弾性ストッキング・圧迫療法コンダクター講習会・静脈圧迫処置追加講習会｣を期間限定（2年間の予定）で実施する。

また、日本フットケア・足病医学会認定師、皮膚・排泄ケア認定看護師、リンパ浮腫療法士、リンパ浮腫保険診療医、リンパ浮腫保険診療士の資格を取得されている方はすでに圧迫療法の経験があり、｢弾性ストッキング・圧迫療法コンダクター講習会｣受講のみで臨床指導内容書の提出なしに、**慢性静脈不全に対する静脈圧迫処置**が診療報酬として算定できる所定の研修を修了したこととする。

**2.追加講習会の内容**

・慢性静脈不全による静脈性潰瘍に関する講義および実技実習を中心とする(90分間程度)

・認定筆記試験を実施する（15分間、5題程度）

※甚大な自然災害や感染拡大防止の観点から大規模集会の開催が不可能な場合には、インターネットを利用したオンライン講習会をおこなうことがある

**3.講習会受講から施設認定申請までの流れ（慢性静脈不全に対する静脈圧迫処置**が診療報酬として算定できる**施設基準**を得るための医師および看護師が所定の研修を修了する方法**）**

**1)｢旧　弾性ストッキング・コンダクター認定証｣を取得している方 (注１)**

｢弾性ストッキング・圧迫療法コンダクター講習会｣あるいは｢弾性ストッキング・圧迫療法コンダクター静脈圧迫処置追加講習会｣を受講し認定試験に合格すると、**｢弾性ストッキング・圧迫療法コンダクター認定証｣**が発行される。この認定証に｢静脈圧迫処置のための所定の研修を修了した｣との一文が記載され、施設認定への申請が可能となる。

**2)｢旧　弾性ストッキング・コンダクター講習会｣を受講したが、まだ｢旧　弾性ストッキングコンダクター認定証｣を取得していない方 (注2)**

｢弾性ストッキング・圧迫療法コンダクター講習会｣あるいは｢弾性ストッキング・圧迫療法コンダクター静脈圧迫処置追加講習会｣を受講し試験に合格すると、**｢弾性ストッキング・圧迫療法コンダクター講習会受講証明書｣**あるいは**｢弾性ストッキング・圧迫療法コンダクター静脈圧迫処置追加講習会受講証明書｣**が発行される。その後に臨床指導内容書(10単位分)を添えて申請するとコンダクターとして認定され**｢弾性ストッキング・圧迫療法コンダクター認定証｣**が発行される。この認定証に｢静脈圧迫処置のための所定の研修を修了した｣との一文が記載され、施設認定の申請が可能となる。

**3)日本フットケア**・**足病医学会認定師、皮膚・排泄ケア認定看護師、リンパ浮腫療法士、リンパ浮腫保険診療医、リンパ浮腫保険診療士の資格を取得されている方**

｢弾性ストッキング・圧迫療法コンダクター講習会｣を受講し試験に合格すると、**｢弾性ストッキング・圧迫療法コンダクター講習会受講証明書｣**が発行される。**臨床指導内容書の提出なし**に、この受講証明書に｢静脈圧迫処置のための所定の研修を修了した｣との一文が記載され、施設認定の申請が可能となる。なお、希望者が臨床指導内容書(10単位分)を添えて申請するとコンダクターとして認定され、**｢弾性ストッキング・圧迫療法コンダクター認定証｣**が発行される。

**4)「弾性ストッキング・圧迫療法コンダクター｣認定のための提出書類**｢**弾性ストッキング・圧迫療法コンダクター認定制度**｣を参照すること

注1)

｢旧　弾性ストッキング・コンダクター認定証｣を取得している方とは、認定資格が有効期限内の方、および特例として期限切れ2年以内の方が対象になる。ただし、後者は｢弾性ストッキング・圧迫療法コンダクター講習会｣を受講すること。

なお、「静脈圧迫処置追加講習会」を受けて｢弾性ストッキング・圧迫療法コンダクター認定証｣が発行される場合、臨床指導内容書(10単位分)の追加提出をもって、有効期間を5年間とすることができる。

参考）「弾性ストッキング・圧迫療法コンダクター認定制度」2)更新認定

注2)

｢旧　弾性ストッキング・コンダクター講習会｣を受講したが、まだ｢旧　弾性ストッキングコンダクター認定証｣を取得していない方とは講習会受講後2年6ヶ月以内の方が対象になる。

参考）「弾性ストッキング・圧迫療法コンダクター認定制度」7.認定・更新のための提出書類　1）初回認定

付則　この規定は 2020年5月23日より施行する